

## 島根県立こころの医療センター体育施設開放要領

### (目的)

第1条 この要領は、島根県立こころの医療センター（以下「センター」という。）の体育施設を病院運営に支障のない範囲で利用させることにより、職員及び地域住民の健康の保持増進及び体力の向上等を図ることを目的とする。

### (開放施設)

第2条 開放する体育施設は、体育館とする。

### (開放日及び開放時間)

第3条 開放日及び開放時間は、次のとおりとする。

平日 18:00～21:00

土曜、日曜、祝日 9:00～21:00

ただし、12月29日から1月3日まで、及びセンターが使用する日及び時間を除く。

### (使用者及び登録)

第4条 体育館を使用できる者は、スポーツ活動を目的とし、代表者の明確な団体であって事前に登録を受けている団体とする。

2 前項の登録を受けたい団体は、体育館を使用する1か月前までに病院長へ登録申請書（様式1号）を提出し、登録を受けなければならない。

3 登録団体は、登録内容に変更（軽微なものを除く。）があったときは、速やかに登録内容変更届（様式2号）により病院長に届け出なければならない。

4 病院長は、登録団体が虚偽の申請をする等、使用者として不相当と認めるときには登録を取り消すことができる。

### (使用の申込)

第5条 登録された団体が体育館を使用したい場合には、別に定める「こころの医療センター体育館使用の申込方法」により、体育館一時使用許可申請書（兼体育館使用抽選申込書）（様式3号）を病院長へ提出し、許可を受けなければならない。

2 病院長は、前項の使用申請が適当と認められるときには、体育館使用許可証（様式4号）を交付する。

3 病院長は、使用を許可した後であっても、病院運営、体育館の状況等により使用不可と認めるときは、その許可を変更又は取り消すことができる。

(使用上の遵守事項)

第6条 体育館の利用者は、別紙「島根県立こころの医療センター体育施設開放に係る利用者心得」を遵守しなければならない。

(損害賠償の義務)

第7条 利用者は、施設用具等の全部又は一部を滅失又は損壊した場合には、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(使用料等の納付)

第8条 利用者は、使用料等を病院長が発行する納付書により、納入期限までに納付しなければならない。使用料等は、当面の間、次のとおりとする。

- 1) 施設使用料 免除する。
- 2) 光熱水費 1時間当たり 220円

(補足)

第9条 この要領に定めるほか、体育館の開放に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附則

1. この要領は、平成20年4月1日から施行する。
2. 第4条及び第5条の規定は平成20年3月11日から適用する。
3. この要領は、令和2年4月1日から施行する。(一部改正)
4. この要領は、令和5年4月1日から施行する。(一部改正)